毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

 $\bigcirc$ 

0



告

示

◎香川県駐車場規則の一部を改正する規則

○有害図書の指定

(青少年・男女共同参画課

(総務学事課)

香川県規則第六十九号

香川県知事

真

鍋

武

紀

(障害福祉課

駐車場にあっては、午後十一時)」を加える。

香川県駐車場規則(平成五年香川県規則第四十九号)

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

一条第一項ただし書及び別表第一号の表備考中

「午後十時」の下に「(香川県玉藻町

の一部を次のように改正する。

畜

産

課

規

則

目

次

●印は、

県法規集掲載事項)

第 34 号

平成 15 年

公安委員会公告

5月2日(金曜日)

規

則

ページ ○警備員指導教育責任者講習の実施

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成十五年五月二日

四 Ŧi.

**港** 

湾 課

建

課

(道路保全課)

この規則は、

公布の日から施行する。

則

#### 告 示

#### ●香川県告示第二百七十二号

公

○落札者等の公示

○公有水面埋立工事の竣功認可○道路の供用開始(四件)

○道路の位置指定(二件)

○児童福祉法の規定による事業者の指定

○平成十五年度定期種雄畜検査の実施

により、 香川県青少年保護育成条例 次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。 (昭和二十七年香川県条例第二十二号) 第八条第二項の規定

平成十五年五月二日

(土地改良課)

七

(経営支援課) (広聴広報課)

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定 指 定番号 年月日 61 60 59 平成十五年四月二十 雑誌 種別 > ザ・ベスト MAGAZINE special NUMBER-118 5月号 ザ・ベスト MAGAZINE No. 228 5月号 BOMBER NUMBER-024 溪 1 5月号 夕 雑誌コード 08513-05 14077 - 514003-5 (薬)ベスト オラーズ 発行所名 > > し感 激はくを性し 直転 別をく にまる、 だ 暴 用 助め 、 だ 暴 長 り と な り と な り と す す 指定理由 内容が著

(第九〇二六号)

香

Ш

県

報

平成十五年五月二日

○都市計画変更の案の縦覧

落札者等の公示 (二件)

○香川県都市計画公聴会の開催の取り止め

(都市計画課) (土木監理課

会

計

九

○基本測量の終了の通知 ○県営土地改良事業の廃止 ○県営土地改良事業計画の変更(二件)

○土地改良区の定款の変更の認可

<u>(二件)</u>

○県営土地改良事業計画の決定

○土地改良事業の同意 ○土地改良事業の認可 ○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

県	
報	
平成十	
十五年五月一	
日	

Ш

62

0M付 雑誌 CD·R

> 別冊ブブカ5月号増刊 @BUBKA DX VO

田王

		七十三号	第二百七	香川県告示第二百七十三号			ウス	00033-03	5月号
17301 03	5月号		*	ò			嫌バウハ	06635 05	カソ No. 98
17001_05		月間 アサヒ芸能		78	( c	3	`	1,000	ブブカ5月号増刊
13319-5	5月号		,"		2, 4	かなってろうれる	`	17886_5	8 K A vol. 22
10010	vol. 23	KEITAI BANDI"TS vol. 23		]	声 4 ト 4	を用用や	74.4.4		74 O 74 '4' E 14
00837-05	5月号		,"	ò	全个	年の福祉	多コイト	08024-5	SKA DX VOL3 ブカ5日忠暦モ
06937 05	vol. 032	TOP SPEED v		76	少	る等青少	‡ 1 1		

定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、

指

株徳間書 店

出版 (株) ミリオン

●香川県告示第二百七十三号

平成十五年五月二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

67

>

Vol. 114

4月号

17645-4

>

66

>

ビデオボーイ

No. 229

5月号

07679-5

(株)英知出 版

65

>

GOKUH

No.142 5月号

03797-05

69

>

ベストカメラ

NO. 233 5月号

17941 - 5

株少年画 報社

70

>

Colorful PURE

GIRL

5月号

02601 - 05

(熱ビブロス

89

>

海賊

No. 1

5月号

02461 - 5

㈱竹書房

64

雜誌

Dr.

ピカソ

63

>

@BUBKA

三七〇〇〇三	番 定事業所
九亀さんさん荘 九亀さんさん荘	所 在 地
社会福祉法人うぶ丸亀市土器町東六丸亀市土器町東六	所 在 地 主たる事務所の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
四 月 元 日 五年	指定年月日
児童短期入所	サービスの種類

# ●香川県告示第二百七十四号

平成十五年度の定期種雄畜検査を次のとおり行う。 香川県種雄畜検査条例(昭和二十九年香川県条例第五十号)第四条第一項の規定による

平成十五年五月二日

午前十時から	平成十五年五月九日	検査期日	
山村町	1 z	検	
		査	
		場	香川県知事
		所	争
			真
検査す	飼育場	備	鍋
する。	場所を		武
	所を巡回し、	考	紀

## ●香川県告示第二百七十五号

75

Ja・PANG! VOL.2 ドンキホーテのパチンコ天国 5月増刊号

06746-05

(株) 英和出 版社

74

別冊ドント

Magazine Bang! 5月号增刊

18386 - 05

(株)マガジン マガジン

73

>

D X ビデオ情報 & D V D

5月号

06463 - 05

㈱永田社

72

>

PENTHOUSE JAPAN

5月号

07933 - 5

(株)文化社

7

>

裏モノ JAPAN

月号

01805 - 5

鉄人社

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

継みかり出

(第九〇二六号)

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

一十三日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月

平成十五年五月二日

香川県知事 真

鍋

武

紀

路 道路の種類 線 名 県道 (主要地方道) 大野原川之江線 (九号)

道路の区域

二番一地先まで二番一地先まで二豊郡大野原町大字五郷田野乃字美田乙二一九番二二地先から	一二番一地先まで三豊郡大野原町大字五郷田野乃字下美田乙七番八地先から	区間
四 二 五 5 二 〇 五	五四 (四 · )	(メートル)敷地の幅員
	三 〇 九	(メートル) 長
区 域 の 部		備考

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

#### ●香川県告示第二百七十六号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月

一十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

道路の区域

路 線 名 紫雲出山線(二百三十二号)

Ш 県 報 平成十五年五月二日

香

先から 先まで 三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番 三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番 X 間 地 地 敷地の幅員 (メートル) 四九・○ 一六・〇 (メートル) 長 九〇 香川県告示 区域 備 平成十一年 考

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

## ●香川県告示第二百七十七号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

一十三日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月

平成十五年五月二日

道路の種類 県道 (一般)

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線名 大浜仁尾線 (二百三十四号)

道路の区域

先まで「豊郡詫間町大字大浜字灘」「豊郡詫間町大字大浜字灘」	区
入浜字灘乙四四四番 一地	間
七六、五、三	(メートル)
1110	(メートル) 延 長
区域 平成十一年 で変更した	備
域変更した ポーニー 年	考

兀 供用開始の期日 平成十五年五月二日

#### ●香川県告示第二百七十八号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

Ш

県

その関係図面は、 香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月

一十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

道路の種類 県道(主要地方道

香川県知事

真

鍋

武

紀

路 線 名 小蓑前田東線 (四十二号)

道路の区域

まで 木田郡三木町氷上字川原四〇五朱田郡三木町田中字東石塚五一	区
木町氷上字川原四○五○番四地先木町田中字東石塚五一四四番二地	間
一 八 、 五 〇	(メートル)敷地の幅員
五 九 ○	(メートル) 長
部 区域変更し 区域の一 で で で で で で で で の 一	備考

#### 供用開始の期日 平成十五年五月

## ●香川県告示第二百七十九号

り公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとお

その関係図書は、 丸亀市建設課において平成十五年五月二日から十年間閲覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 竣功認可年月日

平成十五年四月二十二日

竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事

真鍋武紀

埋立区域

#### 1 位置

る水路に隣接する無番地地先公有水面 番四一八、九九七番一四、 番四三八に接する無番地並びに九九九番五五、九九九番三一及び九九九番三○に接す 丸亀市富士見町二丁目九九七番一九九、九九七番二○○、九九七番四 九九七番四〇〇、九九七番三八四、 九九七番八及び九九七 九 九九七

#### 2

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成九年の秋分の満潮位 L.十三・四ニメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた

九三・二〇メートルの地点 七分五九・九三四七秒。以下「基点」という。 ①の地点 四等三角点丸亀城(北緯三四度一七分八・七二四二 )から三五四度二七分〇三秒 一秒、東経一三三度四 四

①の地点から二三七度五三分一三秒 六・七七メートルの地点

③の地点 ②の地点から三二七度五四分四五秒 一〇・一五メートルの地点

④の地点 ③の地点から一二度五五分二八秒 〇・六一メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点 ⑤の地点から一二度五五分二八秒 ④の地点から五八度○四分○五秒 〇・六一メートルの地点 一・七四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二七度五三分一〇秒 九・九四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二八三度〇二分三六秒 〇・六二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二三八度○五分五七秒 ・七四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二八三度○二分三六秒 〇・六二メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二七度五四分五二秒 九・九六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一二度三九分三六秒 〇・六二メートルの地点

他の地点 ③の地点 ③の地点から一二度三九分三六秒 ⑫の地点から五七度二六分四三秒 〇・六二メートルの地点 一・七四メートルの地点

⑤の地点 ⑭の地点から三二七度五四分三四秒 九・九四メートルの地点

⑥の地点 ⑮の地点から二八二度三九分○二秒

〇・六一メートルの地点

⑧の地点 ⑰の地点 ⑥の地点から二三七度二八分一四秒 ・七四メートルの地点

⑩の地点から二八二度三九分○二秒 の地点

一・七四メートルの地点 六一 メー ŀ ル の地点

〇・六一メートルの地点

一〇・〇一メートルの地点

六・六九メートルの地点

第四十二条第一項第五号の規定により、

道

真

鍋

武

紀

五一・二九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

第四十二条第一項第五号の規定により、

道

号

指 定 番 号 善土指道 第

(第九〇二六号)

香

Ш

県

報

平成十五年五月二

Ŧi.

真

武

紀

Ш

指 定 年 月 日 平成十五年四月十八日

三 指定道路の位置 丸亀市山北町字道下九一九―四、九二〇―一、九二〇―一〇、九二

○─一一、九二○─一五、九二○─一七並びに同市土器町西八丁目

三三九―二及び同地先農道・水路

几 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一三メートル~四・三六メートル、五・〇二

メートル〜五・○六メートル及び八・七○メート

ル~九・四二メートル

七三・四八メートル

延長

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する

#### 告

#### 公

●香川県公告第二百九十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則 (平成七年香川県規則第八十

五号)第十七条の規定により、 なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関) 次のとおり落札者等を公示する に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

変更後

午前九時

二式

調達件名及び数量 香川県広報誌等の配布業務

契約方式 調達方法 随意 購入等

契約日 平成十五年四月一日

四

Ŧi. 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号

六 契約価格 香川県広報誌等二〇ページ一部あたり一二・四円、二十八ページ一部あた

り一二・六円をもって配布単価とし、 配布単価に配布世帯を乗じた額に消費税及び地方

消費税を加えた額

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 | 二

(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇—八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部

> 広聴広報課広報グループ 電話番号〇八七—八三二—三〇一九

## |●香川県公告第二百九十四号

|三項の規定により、次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第 項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第

平成十五年五月二日

届出の概要

香川県知事

真

鍋

武

紀

1 届出者の氏名又は名称及び住所

琴平参宮電鉄株式会社

丸亀市津森町一五八番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン丸亀中府ショッピングセンター 丸亀市中府一丁目五番地一ほか

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

 $(\Box)$ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時

変更後 午後十一時

 $(\Xi)$ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十分から午後九時三十分まで

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

変更年月日

変更後

4

届出年月日

平成十五年五月二十日

平成十五年四月二十三日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

丸亀市建設経済部産業課

2 縦覧期間

平成十五年五月二 日 (金曜日) から同年九月二日 (火曜日)まで

四 意見書の提出

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目 を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年九月二日(火曜日)まで)に次の提出 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

先に提出することができる。 提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び丸亀市建設経済部産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 記載すべき項目
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあっては、 その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容
- 2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百九十五号

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改 | めた。

平成十五年五月二日

良事業を行うことについて平成十五年四月十六日認可した。

香川県知事 真 鍋 武

紀

土 地 改 良 X 名

香

Ш

県

報

平成十五年五月二日

土 地 改 良 事 業 名

> 高松市十河土地改良区 単独県費補助土地改良事業旦原地区

高松市鬼無町土地改良区 単独市費補助土地改良事業佐藤山地地区

### ●香川県公告第二百九十六号

| んがい排水事業) 東王田池地区) を行うことについて平成十五年四月十六日同意した。 | 同法第十条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する さぬき市が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(か

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

# ●香川県公告第二百九十七号

木之郷町土地改良区の定款の変更を平成十五年四月十八日認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 観音寺市

平成十五年五月二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

# ●香川県公告第二百九十八号

内土地改良区の定款の変更を平成十五年四月一日認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第 一項の規定により、 大川郡大

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

## ●香川県公告第二百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 | 地改良事業(県営基幹水利施設補修事業内場東部地区)計画を平成十五年四月二十五日定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 県営土

設課において平成十五年五月八日から二十日間縦覧に供する。 その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年五月十五日から、 香川町建

平成十五年五月二日

香川県知事

真

鍋

武

紀

●香川県公告第三百号 (第九〇二六号)

七

Ш

営土地改良事業(県営ため池等整備事業(小規模)室生大池地区)計画を平成十五年四月 一十三日変更した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 県

で縦覧に供する。 その関係書類を池田町産業振興課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日ま

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### ●香川県公告第三百一号

営土地改良事業(県営ため池等整備事業(小規模)池田新池地区) 一十三日変更した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 計画を平成十五年四月 がなかったため、これを取り止める。 県

で縦覧に供する。 その関係書類を池田町産業振興課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日ま

平成十五年五月二日

香川県知事

真 鍋 武

紀

# ●香川県公告第三百二号

営土地改良事業(県営ため池等整備事業(機能保全型)菰池地区) 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 の廃止を平成十五年四 県

その関係書類を高瀬町経済課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日まで縦

月二十三日決定した。

覧に供する

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

#### ●香川県公告第三百三号

土地理院長から次の基本測量を平成十五年三月三十一日終了した旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国

平成十五年五月二日

同条第三項に基づき公示する。

香川県知事 真 鍋 武

紀

作業種類

基本測量 (電子基準点測量

作業期間

平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

作業地域

坂出市

小豆郡土庄町

#### ●香川県公告第三百四号

平成十四年香川県公告第二百十八号による香川県都市計画公聴会の開催は、公述の申出

平成十五年五月二日

開催を取り止める公聴会の日時及び場所

香川県知事

真

鍋

武

紀

午後二時から平成十五年五月九日	H
(金曜日)	時
丸亀市役所別館五階丸亀市大手町二―三	場
第五階会議室	所

#### ●香川県公告第三百五号

条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更しようとするので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八 同法第二十一条第

の縦覧に供する。 一項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆

香川県知事に意見書を提出することができる

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、

縦覧期間満了の日までに

平成十五年五月二日

都市計画を変更する土地の区域

香川県知事

真

鍋

武

紀

三・二・二〇一 中津土器線

縦覧に供する図面表示のとおり

都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市計画課

 $\equiv$ 縦覧期間

平成十五年五月二日から同月十六日まで

#### ●香川県公告第三百六号

五号)第十七条の規定により、 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十 次のとおり落札者等を公示する 七

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 八

平成十五年五月二日

(平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。

香川県知事 真 鍋 武

紀

調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム等保守管理業務 式

調達方法 購入等

契約方式 随意

兀 契約日 平成十五年四月一日

<u>Ŧ</u>i. 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 高松市中野町二九番二号

契約金額 五二、九二〇、〇〇〇円

六

七 (平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

八 計課財務システムグループ 担当課 郵便番号七六〇—八五七〇 電話番号〇八七—八三二—三六三五 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会

●香川県公告第三百七号

五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十

(平成七年条約第二十三号) の適用を受けるものである。 なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定 | 二

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用業務 式

平成十五年五月二日

調達方法 購入等

契約方式 随意

契約日 平成十五年四月

Ŧi. 兀

契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 高松市中野町二九番二

契約金額 三五、 七八四、〇〇〇円

六

(平成七年政令第三百七十二号) 第十条第一項第二号に該当 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

計課財務システムグループ 担当課 郵便番号七六〇—八五七〇 電話番号〇八七—八三二—三六三五 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会

#### 公安委員会公告

# ●香川県公安委員会公告第二十九号

次のとおり公示する。 指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 る講習等に関する規則 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備員 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号) 第一条の規定に基づき

平成十五年五月二日

実施期日及び場所

香川県公安委員会委員長

伊 東 弘

敦

実 (施期 日 平成十五年六月九日 間(午前八時三十分から午後五時まで) (月曜日) から同月十二 日 (金曜日) までの五日

実施場 所 香川地域職業訓練センター (高松市郷東町五八七番地一)

電話〇八七—八八二—五四六四

受講定員、受講対象者等

受講対象者 受講定員 四十名 次のいずれかに該当する者 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である

香

_							香
							Ш
							県
)	当該検索	<ol> <li>検定担</li> </ol>	格した者	第五号。	2 警備員	者	報
	当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従	検定規則第一条第二項の二級の検定に合格した警備局	白	第五号。以下「検定規則」という。)第一条第二項の一級	警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安		平成十五年五月二日

-		
	筆記の方法で、五枝択一式問題四十問により行う。	修了考查
	もの	
	当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している	
	3 検定規則第一条第二項の二級の検定に合格した警備員であって、	
	格した者	
	第五号。以下「検定規則」という。)第一条第二項の一級の検定に合	
	2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則	
	者	

方

法

手数料の納

講習手数料 (三万七千円)

は、平成十五年六月九日の講習初日の受付

の際に、香川県証紙により納入すること。

及び提出の

行うこと。

等の提出先 受講申込書

丁目一番一〇号香川県警察本部四階)に必要な書類等を直接提出して

香川県警察本部生活安全部生活安全企画課

(高松市番町四

申込みは、

#### 受講手続

り付けたもの)	書 類 等 二・四センチ	みに必要な 内に撮影した無帽	受講の申込 1 警備員指道	みの期間 ただし、申込-受講の申込 平成十五年五日
の) 二通	一・四センチメートル)で、その裏面に氏名を記載したもの)をは	た無帽・無背景の顔写真(縦三・○センチメートル、	祭指導教育責任者講習受講申込書(写真(提出の日前六月以	とする。とする。とする。とする。とする。とかののでは、中込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るもの平成十五年五月十二日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)まで。
	の)をは	トル、横	則六月以	切るもの

#### 2 添付書類

ア 二の受講対象者の項の1に該当する者

る所定の様式による書面 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係 (以下「警備業務従事証明書」とい

う。)及び履歴書

二の受講対象者の項の2に該当する者

1

検定規則第一条第二項の 一級の検定に係る合格証の写し

ウ 二の受講対象者の項の3に該当する者 検定規則第一条第二項の三

平成十五年五月二日印刷発行

印刷発行所

香

Ш

県

庁

備業務従事証明書 一級の検定に係る合格証の写し及び警

> 四 講習業務の委託

携

帯

品

筆記用具、

印鑑及び警備業関係法令集

納入方法

入時期及び

警備員指導教育責任者講習の実施は、 社団法人香川県警備業協会(高松市天神前三番

Ŧi. 2 1 その他 四号)に委託する。 受講者は、講習初日の午前八時二十分までに受付を終えること。

話○八七—八六二—九○三一) に問い合わせること。 話○八七—八三三—○一一○ その他詳細については、香川県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当 (内線三○三四))又は社団法人香川県警備業協会 電電 電

(購読料月極二千五百円)

(第九○二六号)

 $\bigcirc$